

(仮訳)

信用リスクのディスクロージャー に関する最善の実務

バーゼル銀行監督委員会による
市中協議ペーパー

コメント期限：11月30日

バーゼル
1999年7月

バーゼル銀行監督委員会の透明性小委員会

議長： Ms Susan Krause

Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.

Commission Bancaire et Financière, Brussels	Mr Luc van Cauter
Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Ottawa	Ms Nancy Sinclair
Commission Bancaire, Paris	Mr Christian Delhomme
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Mr Karl-Heinz Hillen
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin	Mr Michael Wendt
Banca d'Italia, Rome	Mr Antonio Renzi
日本銀行、東京	米 山 正 夫
金融監督庁、東京	石 村 幸 三
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Luxembourg	Ms Isabelle Goubin Mr Guy Haas
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Mr Alfred Verhoeven
Finansinspektionen, Stockholm	Ms Brita Åberg
Eidgenössische Bankenkommision, Bern	Mr Rolf Gertsch
Financial Services Authority, London	Ms Jane Blackburn
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington, D.C.	Mr Gerald Edwards
Federal Reserve Bank of New York	Ms Sarah Dahlgren
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.	Mr Tom Rees Ms Inga Swanner
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C.	Mr Michael J Zamorski Mr William A Stark
European Commission, Brussels	Mr Patrick Brady
Secretariat of the Basle Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements	Mr Magnus Orrell

目 次

エグゼクティブ・サマリー.....	1
I．総 論.....	4
(1) はじめに.....	4
(2) 目 的	6
(3) 報告書の内容.....	7
II．信用リスクに関する透明性.....	8
III．ディスクロージャーの提言	11
(1) 会計方針と実務.....	12
(2) 信用リスク管理.....	14
(3) 信用エクスポージャー.....	17
(a) セグメント情報の開示	18
(b) 集中に係る情報	19
(c) 信用リスク削減手法	19
(4) 与信の質.....	21
(5) 収 益	24
IV．監督当局における信用リスク情報の必要性.....	26
V．結 論	28
別添：信用リスク・ディスクロージャーに関する指針の比較	29

信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務

本ペーパーは、銀行の信用リスクに関するパブリック・ディスクロージャーの最善の実務を提供するものである。本ペーパーの目的は、銀行が、市場参加者や一般に対し銀行の信用リスク・プロファイルについて意味のある評価をするうえで必要な情報の提供を奨励することにある。脆弱な信用リスク管理体制や与信の質の劣化が、引続き世界中の銀行破綻や銀行危機の決定的な原因になっているため、信用リスクの分野における透明性はとりわけ重要である。

本ペーパーの公表は、適度な透明性と効果的な市場規律を促進するためにバーゼル委員会が継続的に行っている努力の一環を成すものである。「銀行の透明性の向上について」の報告書において議論されたように、十分な情報を有する投資家、預金者、債権者およびその他の銀行の取引相手は、銀行に対し健全なリスク管理システムや内部管理を維持したり、慎重かつ所定の業務目的に整合的に業務を行う強いインセンティブを与えることができる。また、透明性は、銀行を評価する際の不確実性を低下させることにより、銀行システムに対する信頼を高める。そのため、バーゼル委員会は、銀行業務やそれらの業務に固有のリスクの透明性が、実効的に監督され、安全でかつ健全な銀行システムにとって主要な要素であると考えている。バーゼル委員会は、金融機関の活動やリスクに関する透明性の必要性を検討している他のグループの作業と協調している。例えばグローバル金融システム委員会で行われている作業が含まれる。

本ペーパーで議論される最善の実務に関する指針は、銀行業務の信用リスクに係る包括的指針を提供する、バーゼル委員会の作業における必要不可欠な一部分である。本ペーパーと並行して、当委員会は、銀行の信用リスク管理の健全な実務に関する指針についての報告書を提出している。また、バーゼル委員会は、貸出金の会

計処理とディスクロージャーの健全な実務に関する指針についてのペーパーを公表した。本ペーパーの最善の実務に関する指針は、貸出業務における信用リスクだけでなく、トレーディング、投資、流動性 / 資金調達管理、資産管理業務等、その他のあらゆる種類の銀行業務における信用リスクにも焦点を当てており、貸出金の会計処理に関するペーパー（loan accounting paper）を補完している。別添の表において、信用リスク・ディスクロージャーの指針について本ペーパーと貸出金の会計処理に関するペーパーとを比較している。

本ペーパーにある最善の実務に関する指針は、様々な国における現在の開示状況および、市場アナリストやその他の情報利用者の情報ニーズに基づいている。当委員会は、現在の信用リスクに関するディスクロージャーの実務における不足点を認識し、本ペーパーにある提言の土台を作るために、様々な情報利用者との面談や実際のディスクロージャーの実務の調査等の実態調査を行った。本指針には、銀行の信用リスク・プロファイルを評価する際に重要となる情報の大まかな5つの分野、すなわち、会計方針と実務、信用リスク管理、信用エクスポージャー、与信の質、収益、が含まれている。

バーゼル委員会は、各銀行の具体的な開示の範囲や内容が、その業務の水準や種類に応じて異なるものと認識している。そのため、特定の情報が外部からの評価にとって重要ではない場合、銀行が、本ペーパーで議論されているすべての項目を開示する必要はないかもしれない。ただし、全ての銀行は、当該銀行の信用リスク・プロファイルについて市場参加者が意味のある評価を行うことができるような、十分に適時かつ詳細な情報を提供することを期待されている。

信用リスクのディスクロージャーに関する最善の指針とは別に、本ペーパーでは、関連する監督上の情報の必要性と、監督当局が信用リスクに関し収集している情報の種類についても議論されている。

コメントの募集

本ペーパーは、市中協議のために公表されるものである。バーゼル委員会は、監督・規制機関、銀行、業界団体、および会計基準設定主体を含め、関心を有する全ての関係者に対してコメントを求める。コメントは、指針の最終版を策定する際に考慮されるが、**1999 年 11 月 30 日**をもって受付けが締め切られる。当委員会は、市中協議期間の後に本ペーパーの最終版を公表する所存である。読者は、本ペーパーと類似の貸出業務に係るディスクロージャー指針を含む貸出金の会計処理に関するペーパーを、バーゼル委員会が 1998 年 10 月に公表したことにお気づきかもしれない（同ペーパーの最終版は、1999 年 7 月に公表）。その貸出金の会計処理に関するペーパーに対するコメントが、本市中協議ペーパーを作成する際に考慮されているが、バーゼル委員会は、貸出業務だけでなくすべての銀行業務における信用リスクに関わるこれらの包括的なディスクロージャーの提案に対し、さらなるコメントを奨励している。

コメントの宛先：

バーゼル銀行監督委員会 事務局 Mr. Magnus Orrell

国際決済銀行

CH-4002 バーゼル、スイス

Fax: + 41 (61) 280 91 00

E-mail: magnus.orrell@bis.org

信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務

1999 年 7 月

I . 総 論

(1) はじめに

1 . バーゼル銀行監督委員会¹(以下、バーゼル委員会)により作成された本ペーパーは、銀行の信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する最善の指針を提示するとともに、それに関連する監督上の情報の必要性を議論している。これは、銀行の財務状況や業績、業務活動、リスク・エクスポージャーを正確に評価する際に必要な情報を、銀行が市場参加者や一般に対して提供することを奨励することにより、十分な銀行の透明性と強力な市場規律を促進する当委員会の継続的な作業の一環である。本ペーパーは、バーゼル委員会のレポート「*銀行の透明性の向上について*」²にある考え方を踏まえ、信用リスクの分野におけるより詳細な指針を提供している。

2 . この領域の作業は、安全で健全な銀行と安定的な銀行システムを世界中で育成する他の監督上の努力を補完し、強化する。意味のある正確なディスクロージャーは、市場規律と改善された一般のチェック機能を促進することにより、銀

¹ バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision) は、1975 年に G10 諸国の中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表により構成される。現在の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行の William J. McDonough 総裁である。委員会は通常、常設事務局が設けられているバーゼルの国際決済銀行において開催される。

² 安全で健全な銀行システムを育成するディスクロージャーと透明性の役割を議論し、パブリック・ディスクロージャーと監督上の情報の必要性に関する一般的な指針を提示したレポート。1998 年 9 月にバーゼル委員会によって公表された。

行に対して、安全で健全かつ効率的に業務を遂行し、所定の業務目的を遵守し、そして健全なリスク管理実務と内部管理を維持する強いインセンティブを与えることができる³。

3. バーゼル委員会は、レポート「銀行の透明性の向上について」の公表に続き、信用リスクのディスクロージャーの実務における不足点を識別しようとしてきた。このために、バーゼル委員会は、広範な情報の利用者（格付機関や市場のアナリスト等）に対するインタビューや様々な国における実際のディスクロージャー実務の調査等数多くの実態調査を行った。その結果、信用リスクに関する正確な情報に対する明確な需要があることと、現在開示されている情報に重大な不足がみられることが判明した。これらの不足している点には、クレジット・デリバティブ、証券化、内部信用格付、および業務ライン、取引相手及び地域別のセグメントに関する情報が含まれている。最善の実務に関するこの指針ペーパーの公表は、透明性と比較可能性を高めるディスクロージャーを奨励することでこうした不足点を埋めていこうとするバーゼル委員会の努力を反映している。

4. この分野におけるバーゼル委員会の作業は、G7 首脳および蔵相によって採用された国際的な金融システムを強化するための作業プログラムと整合的である。これは、民間部門の金融機関による透明性の必要性に対処する提案を含んでいる。実際、最近の出来事（例：新興市場やレバレッジの高い業務を行う機関に関するもの）は、金融機関による情報の提供と活用の脆弱性が、個々の市場およびグローバルな金融システムの双方における金融の不安定性を生じさせ、拡大させる主要な原因になり得ることを示した。

5. 本ペーパーは、バーゼル委員会の透明性小委員会（Transparency Group）⁴によっ

³ 市場規律におけるパブリック・ディスクロージャーの役割は、レポート「銀行の透明性の向上について」において議論されている。

⁴ バーゼル委員会の透明性小委員会の議長は、米国通貨監督庁の国際関係担当副長官で、バーゼル委員会のメンバーでもある Susan Krause 氏が務めている。本小委員会は、バーゼル委員会

て作成された。同小委員会は、強化された市場規律、安定的で効率的な市場、および実効的で包括的な銀行監督を促進する任務を有している。同小委員会では、監督当局と市場参加者が銀行業務に固有のリスクを評価する際に必要とする情報に関する問題を特定化し、指針を作成することによって、この任務を果たしている⁵。

(2) 目 的

6. 本ペーパーの目的は、有益な信用リスクのディスクロージャーに関する指針を銀行に提供し、また銀行の信用リスクに関する監督上の情報の必要性について議論することによって、銀行の信用リスク・プロファイルに関する効果的な透明性を促進することにある。本指針は、貸出、トレーディング、投資、流動性 / 資金調達管理、資産管理等、あらゆる種類の銀行業務における信用リスクを取扱っている⁶。

7. 本ペーパーに提供されている指針は、様々な国の会計やディスクロージャーの枠組みにおける報告・開示義務を補足するものである。他のより広範な報告上の

に参画している組織における、ディスクロージャーや当局向け報告に関する銀行監督の専門家によって構成されている。

⁵ 本ペーパーと「銀行の透明性の向上について」に加え、透明性小委員会は、証券監督者国際機構 (IOSCO) と共同で、トレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに関する報告書 (1999 年 2 月に市中協議用ペーパーとして公表) や、同取引に関し監督上必要な情報の枠組 (1998 年 9 月に公表) を作成した。さらに、同様に IOSCO と共同で、G10 諸国の主要な銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに関する調査報告書を作成した (直近の調査報告書は 1998 年 11 月に公表)。また、同小委員会は、1999 年 7 月公表のバーゼル委員会の「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」にある開示の提言の作成に関与した。

⁶ 本ペーパーの提言は、1999 年 7 月公表のバーゼル委員会の「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」で提示された貸出業務に関するパブリック・ディスクロージャーの提言と整合的であり補足的である。本ペーパーの別添は、最善の実務に関する本ペーパーの指針と貸出金の会計に関するペーパーの提言を対照させている。本ペーパーは、貸出業務における信用リスクだけでなく、トレーディングや、投資、資産管理業務等その他の銀行業務の信用リスクにも焦点を当てている点で、貸出金の会計に関するペーパーと異なっている。

枠組に置換えたり、それらに優先することを意図しているわけではない。ただし、開示基準の設定に責任を有する会計基準設定主体や規制当局等が、開示基準を向上させ調和のとれたものにする作業を行う時に、本レポートは有益なものとなるであろう。

（３）報告書の内容

- ８．本章の後、第Ⅱ章では、信用リスクの性質と測定、銀行の信用リスクに関する透明性を向上させることの重要性が議論されている。第Ⅲ章では、信用リスクに関する次の５つの分野において、信用リスクのディスクロージャーについての最善の実務の指針を提供している。５つの分野とは、会計方針と実務、信用リスク管理、信用エクスポージャー、与信の質、および収益である。そして、第Ⅳ章では、監督上の情報の必要性が議論されている。

II．信用リスクに関する透明性

- 9．銀行の借手やその他の取引相手が契約上の義務を果たさない、ないし、果たせない可能性があるために、信用リスクが生ずる。こうした考え方や健全な信用リスク管理プロセスの特徴は、本ペーパーと同時に公表されるバーゼル委員会の信用リスク管理の評価に関する諸原則⁷で議論されている。特に、そのペーパーでは、(1) 信用リスクを扱う適切な環境の確立、(2) 健全な信用格付プロセスの下での運営、(3) 適切な信用リスクの運営、測定、監視プロセスの維持、および、(4) 信用リスクの適切なコントロールの確立を取上げている。
- 10．報告書「銀行の透明性の向上について」は、銀行業務や、信用リスク等それらの業務に固有のリスクに関する透明性の必要性について議論している。とりわけ、適時に開示される、意味があり正確な情報は、市場規律と一般による銀行に対するチェック機能に重要な基礎を与える。リスクに敏感な銀行の取引相手は、銀行との取引において、リスクを効果的に管理している銀行に対しては報酬を与え、リスク管理が脆弱ないし効果的でない銀行に対しては罰則を与えることによって、銀行監督の目的を補強しうる。これによって、銀行に対し健全なリスク管理システムや内部管理を維持したり、慎重かつ所定の業務目的に整合的に業務を行う強いインセンティブを与えることができる。
- 11．また、報告書「銀行の透明性の向上について」は、透明性をもたらす情報の定性的な特質についても議論している。このペーパーで議論されている考え方を引用すると、信用リスク情報は以下の特質を持つべきである。
- **目的適合性と適時性。** 銀行の財務状況や将来性を有効に伝えるためには、十分な頻度と適時性をもった情報提供が行わなければならない。例えば、トレーディング業務の信用エクスポージャーは、貸出のような伝統的

⁷ バーゼル委員会による 1999 年 7 月公表の「信用リスク管理の諸原則」

な銀行業務の信用エクスポージャーよりも、より頻繁に報告する価値があるかもしれない。それは、典型的にトレーディング勘定の方がポートフォリオ構成の変動性が高いからである。しかし、クレジット・デリバティブ等複雑ないし先端的な信用リスク関連取引は、トレーディング以外の目的で取引が行われても、より頻繁な報告を必要とするかもしれない。目的適合性を有するためには、金融革新や信用リスク・モデル等の信用リスク管理技術の進展に情報が歩調を合わせていくようにもすべきである。

- **信頼性。** 情報は信頼性も有すべきである。典型的に、信用リスクの正確な測定値を入手することは、マーケット・リスクの場合よりも困難である。これは、デフォルト確率や回収率の推定が、流動性のある市場における価格変動の測定よりも通常正確ではないためである。その理由として、こうした要素の統計的データが欠如し制約されていること、多くの信用エクスポージャーが非流動的で長期という性格を有していること、ならびに倒産法制やその解釈、強制力を考慮する必要があることがあげられる。これは、信用リスクに関する情報について、合理的な水準の注意深さを含み、現実的かつ慎重な測定を反映すべきであることを示唆している。
- **比較可能性。** 市場参加者やその他の情報利用者は、銀行相互間、各国間、および時系列での比較が可能な情報を必要としている。各国間で信用エクスポージャーの計測や信用損失に対する引当金の計上方法が異なっており、その算定においてある程度判断を要することから、信用リスクの分野における比較可能性を有したディスクロージャーはとりわけ重要となる。また、銀行は、不良（non-performing）資産や延滞（past-due）資産等について比較可能な用語を使用することも重要である。
- **重要性。** ディスクロージャーは、重要性の概念に従い、金融機関の規模や特性に適合させるべきである。重要な情報とは、それが省略されたり誤って記載されたりした場合に、当該情報に基づく利用者の評価や決定が変更される影響が及ぶ可能性のある情報を指す。銀行の財務報告書は、重要な項目を別々に表示すべきである。これは、複雑な業務を行う大規模で国際

的に活動する銀行は、簡素な業務を行う中小・中堅の国内で活動する銀行よりもはるかに多くの情報の開示が期待されることを示唆している。

III．ディスクロージャーの提言

12．バーゼル委員会は、銀行の信用リスク・プロファイルの市場参加者による評価を可能にする情報を銀行が適時に提供することを提言している。本ペーパーの提言は、当委員会のこれまでの作業⁸に基づいており、いくつかの主要な分野で追加的かつより特定の指針を含んでいる。当委員会は、銀行がより詳細に開示すべき分野として、以下の5つの大まかな分野を識別した。

- 会計方針と実務
- 信用リスク管理
- 信用エクスポージャー
- 与信の質
- 収益

13．各銀行の個別のディスクロージャーは、その業務の水準や種類に応じて範囲や内容が異なるうが、すべての銀行は、市場参加者が当該銀行の信用リスク・プロファイルの様相を完全かつ正確に把握できるよう、十分に適時かつ詳細な情報を提供すべきである。さらに、銀行のディスクロージャーは、自行の信用リスクを測定、管理、監視するために内部で作成し、利用している情報と整合的でなければならない。したがって、経営情報システムと経営報告が継続的に進展し、改善されるにつれ、ディスクロージャーの適時性と範囲は向上するべきである。

⁸ これまで行ってきた作業には、以下の公表物が含まれる。

「銀行の透明性の向上について」（1998年9月）

「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャー状況の調査結果」（1998年11月）

「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」（1999年2月）

「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」（1999年7月）

提言1．銀行の年次財務報告書におけるディスクロージャーは、重要性の概念に基づき銀行業務の規模や特性に適合すべきである

14．本章で認識されたディスクロージャーに関するすべての最善の実務は、（報告書「銀行の透明性の向上について」において議論されている）重要性の原則に沿って適用されるべきである。そのため、金融機関はある特定の開示項目が銀行の評価に関係しない場合、以下に提言されているディスクロージャー項目を必ずしもすべて開示せずともよい。一方、顕著に国際業務を展開する銀行のように、資本市場に依存した銀行や複雑な業務を行なう大規模な金融機関に対しては、一般的に、より広範囲に開示を行なうことが期待される。

15．金融機関は、例えば主要な財務諸表と注記といった、監査を受ける財務諸表において、以下に挙げる情報をできるだけ多く提供することが奨励される。特に、会計方針のディスクロージャーは財務報告書の監査対象部分に含めるべきである。リスク管理や運営方針に関する情報は、財務報告書の監査を受けない部分、例えば経営陣の議論と分析において開示されるかもしれない。

（１）会計方針と実務

提言2．銀行は、信用エクスポージャーを会計処理するために使用している会計方針、実務、および手法に関する情報を開示すべきである

16．銀行は、貸出、トレーディング、投資、流動性／資金調達管理、および資産管理（例：信託）業務等の信用エクスポージャーが生ずる関連分野における会計方針と実務に関する情報を開示すべきである。この情報には、信用エクスポージャーの減損を会計処理し算定するための方針と手法も含めるべきである。また、前年からの会計方針の変更がある場合にはこれを開示すべきである。

17．会計方針のディスクロージャーは、以下の項目をカバーすべきである：

- 当初の認識時とその後の期における資産の測定の基準、例えば、公正価値ないし取得原価。同資産には、（該当する場合には）売却のために保有している資産や満期まで保有される資産が含まれる
- 信用リスクを移転ないし再配分する証券化取引等の業務の取扱い
- 減損していない資産からの収益認識の手法。これには、金利収入の認識、第三者から取得した資産に係るプレミアムないし割引の認識、および手数料と費用の取扱い等が含まれる
- 減損資産の測定の基準。減損資産をいかに、そしてどの時点で資産の減損を算定するか等が含まれる
- 会計およびディスクロージャーの目的において、ある資産を延滞資産ないし不良資産あるいはその双方とみなす時点を決する基準（適当であれば延滞日数）
- 資産を償却する基準
- 減損資産の収益の認識に関する手法。金利の認識やどの時点で未収利息の資産計上を停止するかが含まれる
- 資産の測定に影響を及ぼすヘッジ関係の取扱い

提言3．銀行は、個別および一般引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に関する情報を開示し、用いている主要な前提について説明すべきである

18．銀行は、引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に関する包括的な情報を開示すべきである。こうした情報には、引当金の種類や引当金額を決定する際に用いる主要な前提の記述を含めるべきである。さらに、銀行は以下の項目を含めるべきである。

- 個別に評価される信用エクスポージャーの種類と、集合的に評価される信

信用エクスポージャーの種類

- 引当金の配分されている部分と配分されていない部分（もしあれば）がどのようにして決められるか
- 各資産カテゴリー、現在の状況、ポートフォリオ構成の変化、および資産の不良化と回収の傾向に照らし、過去のデフォルト実績をどのように考慮しているか
- （もし存在すれば）推計した損失額と実際の損失額の差異を減らすために利用される自己修正のメカニズム
- カントリー／ソブリン・リスクに対する引当金に関する会計方針と実務
- 与信集中の存在と効果、集中度の変化、および債務者や取引相手の業務環境の変化等その他の関連要素
- 引受基準や回収実務等、方針や手続きの変化
- 引当金の水準と過去の正味損失実績の比較

19．財務諸表の利用者が、ポートフォリオのリスクの変化が期末時点の引当金とどのように対応しているのかを理解できるように、銀行は引当金の項目や内訳の変化について理由を説明すべきである。例えば、評価手法や前提の変化が引当金にどのように影響を及ぼしたか；ポートフォリオの項目間ないし引当金の要素間において、なぜ引当金が再配分されたのか；不良化した信用エクスポージャーの実際の変化と予想される傾向が、引当金にどのように影響を及ぼしたか；などを議論することが適当かもしれない。

（２）信用リスク管理

提言 4．銀行は、*自行の業務における信用リスクの性質に関する定性的情報を開示*

し、信用リスクがそうした業務からどのように生ずるかを記述すべきである

20．財務諸表の利用者が、銀行が信用リスクや同リスクを生じさせる業務活動をどのように定義しているかを理解できるように、銀行は信用リスクに関する十分な定性的記述を提供すべきである。

提言5．銀行は、信用リスク管理機能の管理、構造、および組織に関する情報を開示すべきである

21．銀行は、信用リスク管理機能の構造を記述する情報を開示すべきである。これには、同機能の管理、職責分離、および委員会等管理上のインフラストラクチャーに関する情報が含まれる。経営陣は貸出審査機能や関連する内部管理について明確に記述すべきである。こうした情報の開示は、組織全般のリスク管理構造の文脈の中で取扱うべきであり、前期に開示された内容からの構造の変化について議論すべきである。

提言6．銀行は、信用リスクの管理とコントロールについての方針と実務に関する定性的情報を開示すべきである

22．銀行は、信用リスク・エクスポージャーを管理し、コントロールする戦略、目的、および実務に関する情報を開示すべきである。具体的には、銀行は個別の取引相手およびポートフォリオのベースで信用リスクを識別・測定・管理する方針を概説すべきである。こうしたディスクロージャーには、以下の項目を含めるべきである。

- 全体の信用エクスポージャーを制限ないしコントロールする手法。例えば、
 - リスク限度枠（例：取引相手、決済前、決済後）
 - 単一の取引相手ないし債務者区分への与信集中の限度枠

- 限度枠の監視
- 信用エクスポージャーを個別の取引相手およびポートフォリオのベースで評価するためのプロセスと手法。例えば、内部信用格付分類システムに関する記述（例：デフォルト確率の観点からの各格付区分の意味、リスクの認識の水準、これまでの実績、事後的な評価）⁹
- 信用エクスポージャーを削減および（ないし）軽減するために用いた手法。例えば、担保、保証、コビナンツ、バイラテラルおよびマルチラテラル・ネットティング、ならびに早期解約条項等
- 証券化業務
- クレジット・デリバティブ等信用エクスポージャーを移転させる先端ないし革新的な商品の利用

23．金融機関が取引相手の信用エクスポージャーについてストレス・テストを実施している場合、同テストの過程や同テストが信用リスク管理システムにどのように取込まれているかについて開示すべきである。

提言7．銀行は、延滞資産、減損資産を管理する技術・手法に関する情報を開示すべきである

24．銀行は、延滞ないし減損している資産／与信関係を監視し管理するために利用している技術について記述を提供すべきである。例えば、与信の質による分類の手続き、信用損失に対する引当金の適切性を評価するための実務や手続き等が含まれる¹⁰。

⁹ 提言 18 も参照。

¹⁰ 一部の会計士は、貸出資産の価値調整の累積額に対して provision や reserve という用語を用いることを不適当と考え、allowance 等その他の用語を適当と考えている。IASC は、provision を負債の一種と定義し、reserve を株主資本の一部と定義している（IASC「財務諸表の作成と表示に関する枠組み」）。

提言8．銀行は、信用スコアリングやポートフォリオ・ベースの信用リスク計測モデルの利用に関する情報を提供すべきである

25．いくつかの銀行では、信用リスク・エクスポージャーを評価するためにこれまで利用されてきた手法に加え、多様なモデル技術を含めて信用リスク・エクスポージャーを計測する新たなアプローチを調査している。信用リスクを管理するために信用スコアリングないしポートフォリオ・ベースの信用リスク計測モデルを利用している銀行は、こうしたアプローチに関する定性的・定量的情報を提供すべきである。もし、銀行が将来の利用のためにこうしたアプローチを開発している過程にある場合、その進展状況や作業スケジュールに関する定性的・定量的情報を開示すべきである。さらに、銀行のディスクロージャーは、こうした技術の進展に遅れをとらないようにすべきである。提供されるべき情報の種類としては、以下の項目が含まれる。

- 信用スコアリングないし信用リスク計測モデルが利用されているか否か。利用されている場合、モデルの種類、計測対象としているポートフォリオ、およびポートフォリオの規模に関する情報
- 利用されている信用リスク計測モデルに関する定量的・定性的情報。例えば、モデルのパラメータ（例：保有期間、観測期間、信頼区間等）、これまでの実績、モデルの検証、およびストレス・テストに関する情報
- モデルの開発状況（該当する場合）

（３）信用エクスポージャー

提言9．銀行は、カレント・エクスポージャーと、適当であれば、将来の潜在的エクスポージャーを含めた信用エクスポージャーの残高を、主要な資産カテゴリー別に開示すべきである

26．銀行は、貸出、トレーディング、投資、流動性／資金調達管理、オフバランスシート活動等から発生するものを含めた信用エクスポージャーの総額についての情報を提供すべきである。こうした情報は、（財務報告日における）カレント・エクスポージャー、および、適当であれば将来の潜在的なエクスポージャーを含むべきである。さらに、残存期間別（例：1年未満、1～5年、5～10年、10～20年、20年超）の残高、および当該期間中の平均残高も示されるべきである。

（a）セグメント情報の開示

業務ライン別情報

提言 10．銀行は、業務ライン別に信用エクスポージャーについての情報を開示すべきである

27．銀行は、商業部門、工業、不動産、建設、クレジット・カード、リース、住宅抵当貸出等の業務ライン別ないしエクスポージャーの種類別の情報を開示すべきである。

取引相手別情報

提言 11．銀行は、取引相手の主要なカテゴリー別に信用エクスポージャーについての情報を提供すべきである

28．銀行は、外国政府、自国政府、外国企業、自国企業、消費者、他の金融機関等を含めた取引相手の主要な種類別に、オン・オフバランスシートの信用エクスポージャーの構成についての情報を提供すべきである。こうした情報について、以下で別途示すディスクロージャー提言の項目である担保やネットティング等の信用リスク削減手法の効果を考慮に入れずに開示すべきである。さらに、グループ内取引や、関係者、取締役、株主に対するエクスポージャーは区別して示した

うえ、これらの取引の評価方法も記述されるべきである。レバレッジの高い機関等のリスクの高い取引相手は、区別して開示されるべきである。

地域別情報

提言 12 . 銀行は、地域別に信用エクスポージャーについての情報を開示すべきである

29 . 銀行は、ソブリン向けエクスポージャー、その他の対外エクスポージャーを示した国内および海外の信用エクスポージャー等、信用エクスポージャーの地域的な分布に関する概要情報を開示するべきである。「地域」とは個別の国、国のグループ、ないし、国の中の地域を含むかもしれない。また、銀行は貸出をどのようにして地域に割当てたか（例、取引相手の所在地）についても開示するべきである。

(b) 集中に係る情報

提言 13 . 銀行は、信用リスクの大幅な集中についての情報を開示すべきである

30 . 銀行は、信用リスクの集中を判定する際の方針と手法、すなわち何が「大幅な」集中とみなされるか、および各集中ごとに信用エクスポージャーの規模や集中を認定する共通の特徴の記述を開示するべきである。これらの開示は、守秘義務上の要請に合致する方法で行われるべきである。信用リスクの大幅な集中は、個々の借り手もしくは取引相手、関係のある借り手もしくは借り手のグループ、特定の経済部門・国・地域に関連して生じ得る。

(c) 信用リスク削減手法

提言 14 . 銀行は、担保、保証、信用保険、法的に有効なネットティング合意を含めた信用リスク削減手法の効果を開示すべきである

31．銀行は、取引相手に対する信用エクスポージャーへの信用補完の効果について定量的な情報を開示すべきである。この情報には、法的に有効なバイラテラルおよびマルチラテラル・ネットティング合意も含まれるべきである。信用エクスポージャーを削減するために、担保、コビナンツ、保証、信用保険を当該銀行が利用している場合は、それが信用エクスポージャーに与える影響を開示すべきである。こうした開示には、差入れられている担保の額面と時価が適宜含まれよう¹¹。

提言 15 銀行は、信用リスクを再配分するために用いているクレジット・デリバティブやその他の手段についての定量的・定性的な情報を開示すべきである

32．信用リスクを管理するための革新的なツールや手法の開発は進み続けており、現在、いくつかの銀行はクレジット・デリバティブに代表される新しい信用リスク管理手段を用いている。信用エクスポージャー管理のための新しい実務手法や商品が開発されるに従い、銀行はこれらの新手法・新商品に関する定量的・定性的な情報を提供すべきである。既にこのような革新的な商品を利用している銀行は、以下の情報を含めた開示を行うべきである。

- 戦略・目的を含め、これらの商品がどのように利用されるかについての解説
- 商品の想定元本と公正価値
- 売買される信用リスクの額
- 商品の種類別情報（例：トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、その他のクレジット・デリバティブ）

¹¹ 銀行は、自らの債務ないしコミットメントに対する担保として差入れた資産についての情報をも提供することを奨励される。

- 商品を記録する勘定（トレーディング勘定かバンキング勘定か）

提言 16．銀行は、証券化活動に関する定量的・定性的な情報を開示すべきである

33．資産の証券化を行う銀行は、これらの活動についての定量的・定性的情報の双方を開示すべきである。こうした情報には、当該銀行の証券化活動の戦略と目的、証券化された資産の額と種類、および保持されているサービシング権の額が含まれるべきである。さらに、保持し続けるリスクもしくは資産の額、保持し続ける劣後持分（ファースト・ロス・プロテクション）の詳細な内容、および一般的な求償（リコース）取極も開示されるべきである。銀行が引続き証券化された資産に持分を有している場合は、それらの証券化資産の運用実績を開示すべきである。

提言 17．銀行は、求償取極に基づいて負っている契約上の義務および同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を開示すべきである

34．銀行は、求償取引についての情報を開示すべきである。求償取引とは、資産売却後も、原債務者もしくは取引相手がデフォルトした場合、あるいは、その他の契約上もしくは暗黙の義務を履行しなかった場合に支払いを行う責任を保持する取引のことを指す。開示には、求償取極の条件や売却された資産の額、同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を含むべきである。こうした取極は銀行を多大なリスクに晒す可能性があるにも拘わらず、貸借対照表上には認識されていないことが多い。

（４）与信の質

提言 18．銀行は、内部格付のプロセスおよび信用エクスポージャーの内部格付についての概要情報を提供すべきである

35．銀行は、内部格付のプロセスについての概要情報を提供し、用いられている損失の概念、および銀行内部の資本配分プロセスの中で内部格付がどのように用いられているかを説明するべきである。銀行は、内部格付プロセスに基づいて、オン・オフバランスシートの信用エクスポージャーの質についての概要情報を提供すべきである。こうした開示には、取引相手の種類と内部格付についての説明が含まれよう。銀行はまた、外部格付に基づく信用エクスポージャーに係る情報を開示することもできる。銀行は企業秘密に係る情報を開示することは期待されない。

提言 19．銀行は、主要な資産カテゴリー別に信用エクスポージャーの総額を開示し、各カテゴリーについて減損額や延滞が生じている額を示すべきである

36．銀行は、関連する資産カテゴリー、取引相手の種類、および地域別の内訳を含め、減損および延滞債権についての包括的な情報を提供すべきである。こうした情報には、減損債権と延滞債権（例：90 日以上）を区別して開示したもの、および延滞信用エクスポージャーの延滞期間分析を含めるべきである。

提言 20．銀行は、主要な資産カテゴリー毎に計上している特定、一般、およびその他の引当金の額を開示すべきである

37．銀行は、上記の主要な資産カテゴリーに対して計上している全ての引当金（例：貸倒引当金、特定引当金、オフバランスシート・エクスポージャーに対する引当金、等）の額を開示すべきである。さらに、主要な資産カテゴリーに配分されていない引当金がある場合には、その額を別途開示すべきである。

提言 21．銀行は、与信の減損に対する引当金の変動要因を開示すべきである

38．銀行は、与信の減損に対して計上している全ての引当金の変動要因（“ continuity schedule ”）を示すべきである。例えば；

- 引当金の種類の説明
- 期首の引当金残高
- 期中における引当金の取崩しに対する償却額
- 当期以前に償却した資産からの当期中の回収に伴い、繰戻された引当金の額
- 当期中の予想可能損失に対する引当金繰入額
- 引当金間の振替を含め、その他の引当金の調整（例：為替レートの変動によるもの等）
- 期末の引当金残高

39．損益計算書に直接記録された償却額と回収額も開示すべきである。

提言 22．銀行は、与信の質が低下したために、原契約に基づく利息ないしはその他の契約上のキャッシュ・フローから生じる未収収益の資産計上を中止した対象である信用エクスポージャーを開示すべきである

40．銀行は、与信の質が低下したために、利息ないしはその他の契約上のキャッシュ・フロー（例：スワップ取引のキャッシュ・フロー）から生じる未収収益の資産計上を中止した対象元本である信用エクスポージャーの残高を開示すべきである。こうした開示では、信用エクスポージャーの種類別内訳、エクスポージャーの額、およびそれが損益計算書に及ぼす影響が示されているべきである。

提言 23．銀行は、当年中に条件変更された信用エクスポージャーに関する概要情報を開示すべきである

41．銀行は、当期中に条件変更された信用取極に係る総合的な情報を開示すべき

である。その情報には、条件変更貸出の残高、条件変更の規模、条件変更された信用取極が引当金や現在と将来の収益に及ぼす影響、および貸出・デリバティブ・その他のオン・オフバランス業務を含め、条件変更が行われた全ての与信関係における減免の基本的な性質が示されているべきである。完全返済が見込まれる場合、妥当な期間に亘り緩和後の条件に従って返済の実績があれば条件変更与信は開示を要さない¹²。

(5) 収 益

提言 24 . 銀行は収入、純利益、および資産利益率についての情報を提供すべきである

42 . 銀行の財務業績、特に、銀行が信用リスク・エクスポージャーとの対比においてどの程度の収益をあげているかを適切に評価するために必要な情報として、銀行は当該期間の収入と費用（特別項目を含む）の内訳も含めて、総合的な損益計算書と収益分析を提供するべきである。補足的な詳細情報として以下の項目を開示すべきである。

- 収入と費用を行内の特徴ないし機能別にグループ分けした情報
- 利子収入・費用に、活動の種類（例：貸出、トレーディング、投資等）、地域別分布、および与信の質による内訳を適宜設けたもの
- 未収利息の資産不計上対象元本や減損資産が償却や引当を含めて銀行の財務実績に与える影響に関する情報
- ヘッジ活動が収入と費用に及ぼした影響についての概要情報
- 損益計算書に直接計上された償却や回収の額

¹² 国によっては、6 ヶ月という期間が、借手による契約上の元本と金利の支払いの回復についての妥当な期間であるかもしれない。

- 証券化が収入に及ぼした影響

IV．監督当局における信用リスク情報の必要性

43．監督当局は、監督実務、データの性質、監督下にある銀行の数・規模・複雑さ、および市場と規制の枠組の特徴に応じ、複数の方法の組合わせにより情報を収集する。銀行監督当局にとって、潜在的な問題を早期に発見し、個別の銀行のみならず銀行システム全体の趨勢を把握できる情報を入手可能にすることが肝要である。

44．年報、プレス・リリース、アナリストの解説等の、一般に公表される情報は、監督当局が利用する情報の一部分である。本ペーパーの第 III 章において示された提言は、銀行が自らの信用リスク・プロファイルの透明性を向上させるために、一般向け公表物に含めるべきいくつかの具体的なディスクロージャーについて概説したものである。多くの監督当局は、個別の銀行、および銀行システム全体の信用リスク・プロファイルを評価するための情報の一部として、こうした一般向けディスクロージャーを利用するであろう。

45．しかしながら、監督下にある銀行の信用リスク状況を適時かつ包括的に把握するためには、監督当局は一般向けディスクロージャー以外の追加的な情報を必要としている。監督上の報告等を通じて監督当局が要求ないしは入手する追加情報には以下のものが含まれよう。

- 大口の借手ないし取引相手、あるいは特定の経済部門に属する借手への信用供与について、借手の身元、エクスポージャーの種類および額を含む詳細な情報
- 銀行の要注意（“ watch ”）リストに載っている個別の借手ないし取引相手についての詳細な情報
- その時点で減損が認められる個別の借手ないし取引相手について、当該エクスポージャーに対して引当てられている貸倒引当金の額を含む詳細な情報

- 条件変更された信用や特別な条件が与えられた信用に関する詳細な情報
- 公開された情報とほぼ同じだが、より頻度の高い情報またはより新しい情報

46．多くの国々の銀行監督当局は、金融機関から提出される定期的な監督報告から得られる情報に大きく依存している。こうした情報は、個別銀行、銀行システム、あるいは経済の特定部門の状況、業績、およびリスク・プロファイルを評価するために収集・分析される。監督上の報告のシステムは、オンサイトの検証、外部監査、あるいは監督上の訪問の合間に、監督当局が問題を早期に発見し、深刻化する前に迅速な措置を採ることを可能にするものである。

47．一般向け公表物や監督報告から得られる情報を補完するものとして、監督当局はしばしば追加的な情報を収集し、銀行の信用リスク・プロファイルを明確にしたり、信用リスク管理に係る重要事項をよりよく理解したりするための一助とする。監督当局は、オンサイトの検証、ターゲットを絞った検証、外部監査の過程、および特別な研究や調査の過程でデータを収集する。このように直接入手した（“ first-hand ”）情報は、一般向け公表物や定期的な監督報告と併せて、銀行の状態、業務、リスク・プロファイル、およびリスク管理活動の実態をより包括的に把握するため利用される。こうした観点から、信用リスクに関して最も重要と考えられる内部管理情報は以下のとおりである。

- 資産の質を示す計数を含め、全般的な信用リスク管理情報
- 内部管理・内部監査統計およびその他の数値
- トレンドおよび部門分析
- 実際の業績と予想されていた業績とを対比した業績評価
- 信用リスクに配分した経済的資本と当該資本に対する収益

V．結　　論

48．世界各国の経験が示すように、低い与信の質と脆弱なリスク管理体制の組み合わせは、引続き銀行破綻や銀行危機の主たる要因である。したがって、信用エクスポージャーの質と信用リスク管理プロセスの適切性を含め、銀行の信用リスク・プロファイルについての情報は、市場参加者や監督当局が銀行の状態、業績、長期的な存続能力を評価するうえで極めて重要である。また、こうした情報は銀行システム全体の安全性と健全性を評価するうえでも重要である。

49．バーゼル委員会は、銀行が包括的かつ正確なディスクロージャーを行うべき分野として、以下の5つの大まかな分野を識別した。

- 会計方針と実務
- 信用リスク管理
- 信用エクスポージャー
- 与信の質
- 収益

50．現時点において、全ての銀行が本ペーパーに示した最善の指針に従っているわけではない。バーゼル委員会は、銀行に対して、それぞれの銀行の性質、規模、活動の複雑さに応じ、本指針に沿ってパブリック・ディスクロージャーの水準を向上させるよう提言する。バーゼル委員会は、サーベイ等の実態調査を通じて、銀行が信用リスクのディスクロージャーの向上の程度を引き続きモニターする所存である。

1999年7月

信用リスク・ディスクロージャーに関する指針の比較

本ペーパーにおけるディスクロージャーの指針と、バーゼル委員会による 1999 年 7 月公表の貸出金の会計処理に関するペーパーのディスクロージャーに関する提言を読者が比較する際の一助として、下記の表においてはそれらの 2 つの提言が対比されている。また、さらなる参考として、国際会計基準委員会 (IASC) より発出された国際会計基準 (IAS) における類似のディスクロージャー要請が下記の表では参照されている。

本ペーパーにおける最善の実務に関する提言	貸出金の会計に関するペーパー (LAP) 1999 年 7 月の提言	国際会計基準 (IAS)
1. 銀行の年次財務報告書におけるディスクロージャーは、重要性の概念に基づき銀行業務の規模や特性に適合すべきである	LAP 12	IAS 1.29 IAS 30 フレームワーク
2. 銀行は、信用エクスポージャーを会計処理するために使用している会計方針、実務、および手法に関する情報を開示すべきである	LAP 13 ただし、より広範囲	IAS 1.97 IAS 30.43 IAS 32.47
3. 銀行は、個別および一般引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に関する情報を開示し、用いている主要な前提について説明すべきである	LAP 14	(IAS 1.97 IAS 30.43 IAS 32.47)
4. 銀行は、自行の業務における信用リスクの性質に関する定性的情報を開示し、信用リスクがそうした業務からどのように生ずるかを記述すべきである		
5. 銀行は、信用リスク管理機能の管理、構造、および組織に関する情報を開示すべきである	いくつかの項目に関し、LAP 15 を拡充したもの	
6. 銀行は、信用リスクの管理とコントロールについての方針と実務に関する定性的情報を開示すべきである	LAP 15	IAS 32.43A (IAS 39 により修正)

本ペーパーにおける最善の実務に関する提言	貸出金の会計に関するペーパー (LAP) 1999 年 7 月の提言	国際会計基準 (IAS)
7. 銀行は、延滞資産、減損資産を管理する技術・手法に関する情報を開示すべきである		
8. 銀行は、信用スコアリングやポートフォリオ・ベースの信用リスク計測モデルの利用に関する情報を提供すべきである		
9. 銀行は、カレント・エクスポージャーと、適当であれば、将来の潜在的エクスポージャーを含めた信用エクスポージャーの残高を、主要な資産カテゴリー別に開示すべきである		IAS 32.66 と比較して拡充されている
10. 銀行は、業務ライン別に信用エクスポージャーについての情報を開示すべきである		(IAS 14)
11. 銀行は、取引相手の主要なカテゴリー別に信用エクスポージャーについての情報を提供すべきである	LAP 16 と類似。 ただし、より広範囲	
12. 銀行は、地域別に信用エクスポージャーについての情報を開示すべきである	LAP 17 と類似。 ただし、より広範囲	(IAS 14)
13. 銀行は、信用リスクの大幅な集中についての情報を開示すべきである	LAP 18	IAS 32.66 (b) IAS 30.40
14. 銀行は、担保、保証、信用保険、法的に有効なネットティング合意を含めた信用リスク削減手法の効果を開示すべきである		
15. 銀行は、信用リスクを再配分するために用いているクレジット・デリバティブやその他の手段についての定量的・定性的な情報を開示すべきである		

本ペーパーにおける最善の実務に関する提言	貸出金の会計に関するペーパー (LAP) 1999 年 7 月の提言	国際会計基準 (IAS)
16. 銀行は、証券化活動に関する定量的・定性的な情報を開示すべきである		IAS 39.170 (d)
17. 銀行は、求償取極に基づいて負っている契約上の義務および同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を開示すべきである	LAP 19	(IAS 30.26 IAS 37.86)
18. 銀行は、内部格付のプロセスおよび信用エクスポージャーの内部格付についての概要情報を提供すべきである		
19. 銀行は、主要な資産カテゴリー別に信用エクスポージャーの総額を開示し、各カテゴリーについて減損額や延滞が生じている額を示すべきである	LAP 20、21 の要素を含む。ただし、より広範囲	
20. 銀行は、主要な資産カテゴリー毎に計上している特定、一般、およびその他の引当金の額を開示すべきである	LAP 20 の要素を含む。ただし、より広範囲	IAS 30.43 (c)と比較して拡充されている
21. 銀行は、与信の減損に対する引当金の変動要因を開示すべきである	LAP 22 と類似、ただし、より広範囲	IAS 30.43
22. 銀行は、与信の質が低下したために、原契約に基づく利息ないしはその他の契約上のキャッシュ・フローから生じる未収収益の資産計上を中止した対象である信用エクスポージャーを開示すべきである	LAP 20 と相似、ただし、より広範囲	IAS 30.43 (d)
23. 銀行は、当年中に条件変更された信用エクスポージャーに関する概要情報を開示すべきである	LAP 22 と相似、ただし、より広範囲	
24. 銀行は収入、純利益、および資産利益率についての情報を提供すべきである		IAS1.75 IAS 30.10